障がい者雇用を進める事業主の皆様へ

障がい者の雇用支援ガイド

障がい者の雇用維持・雇用機会の拡大に取組む事業主の皆様をサポートする 国や大阪府の主な支援制度をご紹介します。

- ●<u>支援学校等生徒の職場実習の受入れや採用にご協力を</u> お願いします。
- ●福祉施設利用者の積極的な採用をお願いします。
- ●<u>障がい者が働く福祉施設や訓練施設への発注をお願い</u> します。

平成25年7月

大阪府

障がい者雇用を進めるための助成金・補助金・優遇税制等

■特定求職者雇用開発助成金・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪労働局ハローワーク助成金センター P7)

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者等をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対し、その賃金の一部を雇い入れた日から一定期間助成します。

対象労働者		企業規模	助成対象期間	支給総額
短時間労働者以外	(1)身体障がい者、知的障がい	中小企業以外	1年	50万円
	者((2)に該当する者を除く)	中小企業	1年6月	135万円
	(2)重度障がい者等	中小企業以外	1年6月	100万円
		中小企業	2年	240万円
短時間労働者	身体障がい者、知的障がい者、 精神障がい者	中小企業以外	1年	30万円
		中小企業	1年6月	90万円

■重度知的・精神障害者職場支援奨励金・・・・(お問合せ先 大阪労働局ハローワーク助成金センター P7)

重度知的障がい者又は精神障がい者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として 雇入れ、職場支援員の配置を行う事業主を2年間助成します。

【助成額】短時間労働者以外:対象労働者1人当たり 月額3万円(中小企業は月額4万円) 短時間労働者 :対象労働者1人当たり 月額1万5千円(中小企業は月額2万円)

■障害者雇用納付金制度に基づく助成金・・・・・・(お問合せ先 大阪高齢・障害者雇用支援センター P7)

種類	内容			
障害者作業	業 障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障がい者が関			
施設設置等	置等┃いを克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置。			
助成金	たは整備を行う(賃借による設置を含む)場合に、その費用の一部を助成するものです。			
障害者介助 等助成金	就職が特に困難と認められる障がい者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障が			
	いの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、そ			
	の費用の一部を助成するものです。			
重度障害者	重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または通勤が特に困難と認められる身体障			
等通勤対策	がい者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用			
	している事業主が加入している事業主団体が、これらの障がい者の通勤を容易にするための			
助成金	措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。			

※助成金の種類には、上記以外にもあります。詳しくは大阪高齢・障害者雇用支援センターまで。

■障がい者の働く場に対する発注促進税制・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府福祉部自立支援課 P7)

福祉施設などに対する発注額を前年度より増加させた企業について、当該発注額の増加に応じて企業が有する固定資産(減価償却資産)を割増して償却することができます。

本制度の活用により、企業は当該年度の費用(損金)の上積みが可能となり、その結果、当該年度の法人税(個人事業主については所得税)額を軽減します。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/zeisei/)をご参照ください。

■大阪府ハートフル税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府障がい者雇用促進センター P7)

法定雇用率を上回って障がい者を雇用する法人の法人事業税を軽減します。

	重度障がい者多数雇用法人 障がい者多数雇用中小法人		
	H22.4.1~H27.3.31 までの間	雇用する労働者の数が常時 200 人以下の法人で、府内の	
	に府内の事務所等で新たに重度	事務所等における各事業年度に属する各月初日における	
	身体障がい者等を雇い入れ、次の	雇用障がい者数の合計数が次の数を超えるもの	
対象法人	すべての要件を満たすもの	①平均雇用労働者数が 56 人未満の場合は24 人	
	法人及び府内の事務所等ともに	(1月あたり2人)	
	・雇用する障がい者である労働者	②平均雇用労働者数が 56 人以上 111 人以下の場合	
刈家丛八	が5人以上	は 36 人(1 月あたり 3 人)	
	• 雇用する労働者に占める障がい	③平均雇用労働者数が 111 人を超え 167 人未満の場合	
	者の割合が 20%以上	は 48 人(1 月あたり 4 人)	
	• 雇用する障がい者である労働者	④平均雇用労働者数が 167 人以上の場合は 60 人	
	に占める重度身体障がい者等の	(1月あたり5人)	
	割合が 30%以上		
軽減税目	法人事業税		
軽減内容	現行税率の9/10	現行税率の9/10。ただし、軽減額に上限があります。	
	要件を初めて満たした日の属す	平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間	
適用年度	る事業年度終了の日の翌日から	に開始する各事業年度	
	5年の間に終了する各事業年度		

2 障がい者雇用を進めるための各種サポート(雇用前から職場定着まで)

■障害者トライアル雇用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (お問合せ先 ハローワーク P7)

障がい者に関する知識や雇用経験が乏しいことなどの理由から、障がい者雇用をためらっている事業所に、就職が困難となっている障害者を、試行雇用の形で受け入れていただき(原則週20時間以上の労働時間で、通常3ヶ月間)、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。なお、障害者トライアル雇用を行う事業所が、初めて障害者を雇用するなど「現在障害者を雇用しておらず、障害者雇用に関するノウハウが乏しい事業所」に該当し、一定の要件を満たした場合は、対象者1人当たり1ヶ月4万円の障害者トライアル雇用奨励金が支給されます。

※精神障害者や発達障害者のうち、週20時間以上の就業で直ちに働くことが困難な者を、原則週10~20時間の労働時間で、3~12ヶ月の試行雇用を行う「障害者短時間トライアル雇用」もあります。 (一定の要件を満たした場合、対象者1人当たり1ヶ月2万円の奨励金が支給されます。)

■職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援(お問合せ先 大阪障害者職業センター又は南大阪支所 P7)

障がい者が円滑に職場に適応することができるよう、大阪障害者職業センター及び南大阪支所又は地域の社会福祉法人等に所属する職場適応援助者(ジョブコーチ)が事業所に出向き、障がい者及び事業主の双方に対して、障害の特性に応じた直接的できめ細やかな支援を行います。

支援期間については、個別に必要な期間を設定しますが、標準は、2~4ヶ月です(最長8ヶ月)。

《事業主への支援例》

- ○障害特性の理解と、障害に配慮した対応方法についての助言・援助
- 〇作業内容、作業工程、作業補助具などの設定についての助言・援助
- ○効果的な指導方法についての助言・援助
- 〇指示の仕方や同僚との役割分担の方法などについての助言・援助
- 〇休憩時間の障害のある方との交流、家庭との連絡方法などについての助言・援助

障がい者雇用を進めるための専門的な助言・情報提供、PR

■事業主支援計画に基づく体系的支援・・・・(お問合せ先 大阪障害者職業センター又は南大阪支所 P7)

障がい者の雇用管理に具体的な課題を抱え、その解決に継続的な支援が必要な事業主に対し、採用計画の策定、受入準備、具体的な採用活動、職場定着・職場適応、職場復帰等の各段階での企業の取組みについて、障害者職業カウンセラーが提案する事業主支援計画に基づき、体系的な支援を行います。

《支援の内容》

3

- 〇雇入れ支援…雇用理念、雇い入れ計画、配置・職務設計・作業環境の整備、労働条件、障がい者の 教育・訓練・指導方法、従業員への教育等に関する助言・援助等を行います。
- 〇定着支援… 在職中の障がい者の配置転換・職務再設計・作業環境の整備、労働条件、障がい者の 教育・訓練・指導方法、従業員への教育等に関する助言・援助等を行います。
- 〇雇用管理サポート講座…障がい者雇用に関して共通の課題を抱えている企業同士がグループワー (ワークショップ) ク方式により主体的に意見交換等を行うことにより、解決に向けた糸口を 掴む契機を提供するとともに、課題解決のための助言・援助を行います。
- 〇雇用管理サポート事業…障がい者の雇用管理に関し、特に専門的な支援を必要とする事業主に対し、 地域の雇用管理サポーター(協力専門家)と連携して、相談、助言、援助等 を行います。
- 〇第2号職場適応援助者助成金の支給対象となる職場適応援助者への協力、連携… 第2号職場適応援助者の養成研修及び第2号職場適応援助者による援助が効果的に実施される ための支援を行います。
- 〇各種情報提供…障がい特性、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度、各種助成金制度、行政サービス等についての情報提供を行います。

■職場復帰(リワーク)支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪障害者職業センター P7)

精神疾患等によるメンタル不調により休職している従業員が円滑に職場復帰できるよう、主治医及び事業主との連携の下で、休職者に対する復職準備及び再休職予防に係る支援と併せ、事業主に対して、職場復帰に係る労働条件、職務内容等の設定、上司・同僚等の理解の促進、家族、医療機関との連絡・連携等に関する助言・援助を行います。支援期間については、個別に必要な期間を設定しますが、事前の休職者、事業主、主治医との合意形成及びアセスメント(コーディネート)と各種プログラムによる支援を併せ、最長7か月以内で設定します。

■障がい者雇用専門家派遣制度・・・・・・・・・・・・・・・・・ お問合せ先 大阪府障がい者雇用促進センター P7)

障がい者の雇用や職場定着についての悩みや課題を抱える事業主に対し、障がい者雇用促進センターの 登録専門家を派遣し、悩みや課題の解決を支援します。

《相談例》

- ○障がい者を雇用するのは初めてなので、雇用管理全般について知りたい。
- ○瞳がい特性を知り、企業として瞳がい者に対する理解を深めたい。
- ○障がい者雇用の先進事例や好事例を学びたい。
- ○障がい者の職域や職務を開発するため、どんな工夫をしたら良いか。

《登録専門家》

- ○障がい者の雇用管理業務の経験者 ○社会保険労務士 ○キャリアカウンセラー
- ○職業訓練施設の指導員 ○精神科医師 など

■大阪府障がい者就労サポートカンパニー登録企業制度・・・(お問合せ先 大阪府福祉部自立支援課 P7)

障がい者の雇用や職場実習の継続的な受け入れなど、障がい者の就労について支援されている企業・団体等を登録し、大阪府の認証企業として大阪府のHPに掲載するなど PRします。また、登録された企業のパンフレット等に、大阪府就労支援ロゴマークをご使用いただけます。(平成25年4月現在登録企業;87社)



- ○大阪府障がい者就労関連情報等の提供
- 〇ネットワークの構築(登録企業間の情報交換等)

4 障がい者雇用を進めるための人材の紹介

■障がい者雇用促進センターによる職業紹介・・・・・(お問合せ先 大阪府障がい者雇用促進センター P7)

障がい者雇用促進センターには、職業訓練施設で専門的な訓練を受けている職業訓練生及び訓練修了生や、府庁で働いている障がい者(チャレンジ雇用)など、さまざまな方が求職登録しています。

障がい者雇用促進センターに求人情報を登録いただきますと、できるだけご要望に沿った人材をご紹介します。また、訓練施設の見学を希望される場合は、コーディネートさせていただきます。(大阪障害者職業能力開発校や芦原高等職業技術専門校では、随時見学ができます。)

《求職者の例》

【職業訓練生】

- ◆大阪障害者職業能力開発校等や障がい者特別委託訓練施設の訓練生・訓練修了生 〈訓練科目〉
- 口大阪障害者職業能力開発校
 - …CAD 製図、DTP デザイン、Web デザイン、OA ビジネス、オフィス実践、ワークサービス、 職域開拓、Job チャレンジ
- 口北大阪高等職業技術専門校
 - …ワークトレーニング
- 口芦原高等職業技術専門校
 - ···OA ビジネス、キャリアチャレンジ、ワークアシスト
- □特別委託訓練施設
 - …情報処理(システム開発、OA 実務、ビジネスパートナー、パソコン活用)、ワーキングスキル、 ワークアドバンスト、OA ビジネス、ビジネス(電話交換、会計・経営)、パン・菓子製造、 園芸、紙器加工、グリーン農園
- 〈訓練期間〉6カ月~2年
- ◆障がい者短期委託訓練の訓練修了生
- 〈訓練実施主体〉

社会福祉法人、民間教育訓練機関、NPO法人 等

- 〈主な訓練科目〉
 - ◇一般事務…パソコン実践科、ビジネス事務、介護職員初任者研修養成など
 - ◇軽作業 …パン・菓子製造、ピッキング・組立、作業習得など
 - ◇その他 …在宅ワーカー養成科、清掃、職場実習など

【チャレンジ雇用で働く障がい者】

チャレンジ雇用とは、国や各自治体が知的障がい者・精神障がい者を非常勤職員として雇用し、1~3年間の業務経験を経て、一般企業等への就労につなげる取組みです。

知的障がい者…本庁舎と咲洲庁舎の2箇所に設置された集中事務センター(ハートフルオフィス)で、大量文書発送準備作業や簡易なデータ入力、イベント準備などに従事

精神障がい者…各職場で、エクセルやアクセスなどを活用したデータ整理業務等に従事

■障がい者雇用を検討される企業への支援・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府 IT ステーション P8)

大阪府 IT ステーションは、障がい者の雇用・就労の支援拠点として、IT 関連業務で障がい者雇用を検討している企業を支援するため、企業開拓コーディネーターを2名配置し、無料でのコンサルタント業務の実施や障がい者雇用に関する企業向けセミナーを開催いたします。

■清掃業務を活用した知的障がい者等の就労支援

・・・ (お問合せ先 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ) P8)

日常清掃や屋外清掃、除草など府有施設等における清掃業務を通じた実践的な就労訓練(職場マナーや清掃技術の習得)により、これまで延べ 500 名超の訓練生がビルメンテナンス企業等に就職しています。

専門スタッフが責任を持って、就職から就職後の職場定着まで一貫した支援を行います。清掃業務で障がい者雇用をお考えの事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

5 障がい者雇用に関する大阪府からのお願い

■支援学校等生徒への就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府教育委員会支援教育課 P7)

障がいのある生徒の就労を進める上で、職場実習受入れにご協力をいただける事業所を拡大していくことが重要です。府立支援学校高等部及び府立高等学校自立支援推進校・共生推進校の職場実習の受入れにご協力いただける事業主の方は、ご連絡をお願いします。また、生徒の採用にご協力をお願いします。

≪職場実習について≫

職場実習については、教育活動の一環として実施しますので、報酬は不要です。また、実習に伴う交通費、食費等も本人(保護者)負担です。なお、実習中のけがや事故は、学校の保険で対応します。

■障がい者就労支援強化事業・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府障がい者就労サポートセンター P8)

当事業では、「働きたい!」という障がい者の意欲と企業の雇用ニーズを繋ぐお手伝いをしています。 現在、大阪府内(政令指定都市、高槻市を除く)にある福祉施設等を利用している障がい者が約800名 当事業に登録しており、働く場を探しています。障がい者雇用をお考えの事業主の皆様の職場提供をお願いします。

《支援の流れ》

企業訪問···各企業を訪問し、支援内容について説明を行うとともに、企業の求人内容や障がい者 雇用への取組みを伺います。

職員の体験実習…支援スタッフが企業実習に入り、仕事を体験します。作業内容や指示の出し方、 道具の工夫など、障がい者の作業を想定して、企業側と調整を行います。

職場実習…1~2週間程度の雇用前実習を行います。

見極め…実習結果を評価し、雇用の見込みがあるかを見極めていただきます。

雇用…障がい者雇用にあたっての各種制度を紹介します。雇用後も継続的なサポートを行い、 問題発生の際や再支援が必要になった場合も対応します。

■在宅就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 大阪府 IT ステーション P8)

IT を活用した在宅就労を希望する府内在住の障がい者を対象に IT 技術習得の訓練を実施し、障がい者テレワーカーとして養成するとともに、企業等から受注した業務の斡旋・分配を行い、障がい者の就労促進と経済的自立の支援に取り組んでいます。

ホームページ制作、会議録の作成(テープ起こし・反訳)、各種データ入力作業・データベース作成及びビジネス文書作成など、IT に関する業務の発注にご協力いただける事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

■工賃向上支援・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構 P8)

府内の福祉施設で働く障がい者の平均工賃月額は、1人あたり10,072円(平成24年度)と大変厳しい状況であることから、工賃水準の向上を図るため、福祉施設に対して各種支援を行う「工賃向上計画支援事業」を実施しています。

その中で、福祉施設で生産された製品の販路開拓や業務の受注拡大に取り組んでおり、企業等のニーズと福祉施設をつなぐ受発注をきめ細かにコーディネートしています。

下記のような製品の購入や業務の発注等にご協力いただける事業主の方は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

≪発注例≫

	内 容	詳細
製品購入	記念品・ノベルティ	エコグッズ、和雑貨、アクセサリー・小物など
業務発注	軽作業	封入・加工・組立・梱包などの軽作業、印刷、清掃など
販売協力	出店販売	社員食堂やイベント時における販売スペースの提供

■障害者雇用率制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(お問合せ先 ハローワーク P7)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障がい者の雇用機会確保のために、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障がい者又は知的障がい者の雇用を義務付けています。(精神障がい者は、特例により障害者保健福祉手帳を所持している者を雇用している場合は、雇用率に算定することができます。)

		週所定労働時間 30 時間以上	週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満
身体障がい者又	ては	1 人を 1 人として算定	1 人を0.5人として算定
知的障がい者	重度	1人を2人として算定	1 人を 1 人として算定
精神障がい者		1人を1人として算定	1 人を0. 5人として算定

法定雇用障害者数 = 企業全体の労働者数(労働者数+(短時間労働者数×0.5)) × 法定雇用率(2.0%)

平成 25 年 4 月 1 日から、障がい者の法定雇用率が1.8%から2.0%(民間企業)、2.1%から2.3%(国・地方公共団体・特殊法人)、2.0%から2.2%(都道府県等の教育委員会)にそれぞれ引き上げる政令等の改正が行われました。

障がい者の雇用を支援する機関・施設(お問合せ先)

公共職業安定所(ハローワーク)

就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、 事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。

各ハローワークの開庁時間や連絡先については、次のHPからご確認ください。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

大阪労働局ハローワーク助成金センター

【所在地】 大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階

【電話番号】06-6346-7181

独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構 大阪障害者職業センター及び南大阪支所

大阪障害者職業センター

【所在地】 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階

【電話番号】06-6261-7005 【FAX番号】06-6261-7066

[HP] http://www.ieed.or.ip/ieed/location/chiiki/27 osaka.html

大阪障害者職業センター南大阪支所

【所在地】 堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館5階

【電話番号】072-258-7137 【FAX番号】072-258-7139

[HP] http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chijki/27 osaka.html

独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構 大阪高齢・障害者雇用支援センター

【所在地】 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階

【電話番号】06-4705-6927 【FAX番号】06-4705-6928

大阪府福祉部障がい福祉企画課

【所在地】 大阪市中央区大手前2丁目

【電話番号】06-6944-9175 【FAX番号】06-6942-7215

大阪府福祉部自立支援課

【所在地】 大阪市中央区大手前2丁目

【電話番号】06-6944-9177 【FAX番号】06-6942-7215

大阪府障がい者権利擁護センター(福祉部障がい福祉室内)

【所在地】 大阪市中央区大手前2丁目

【電話番号】06-6944-6615 【FAX番号】06-6944-6615

|大阪府商工労働部就業促進課(大阪府障がい者雇用促進センター)|

【所在地】 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

【電話番号】06-6360-9077 【FAX番号】06-6360-9079

大阪府商工労働部人材育成課

【所在地】 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府庁咲洲庁舎24階

【電話番号】06-6210-9530 【FAX番号】06-6210-9528

大阪府教育委員会支援教育課

【所在地】 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館

【電話番号】06-6941-0618 【FAX番号】06-6944-6888

大阪府 IT ステーション

【所在地】 大阪市天王寺区六万体町3-21

【電話番号】06-6776-1222 【FAX番号】06-6776-1224

[HP] http://www.itsapoot.jp/

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)

【所在地】 大阪市中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館5階

【電話番号】06-6920-3521 【FAX番号】06-6920-3522

[HP] http://www.l-challenge.com/

大阪府障がい者就労サポートセンター

【所在地】 大阪市天王寺区六万体町3-21 大阪府 IT ステーション2階

【電話番号】06-6773-4230 【FAX番号】06-6773-4235

[HP] http://www.jls-osaka.net/#

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

【所在地】 大阪市中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館5階

【電話番号】06-6949-3551 【FAX番号】06-6920-3522

[HP] http://l-challe.com/kouchin/

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域で、関係機関との連携拠点として連絡調整を行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、センター利用者を雇用する事業主に対する相談・助言も実施しています。

府内には、18箇所のセンターが設置されています。(各センターの連絡先は、次のHPでご確認ください。) http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/syugyo-sien.html

ーお知らせー

「障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について」

大阪府では、サービス、雇用、医療、教育等の生活場面で、現に行われている障がい者に対する「配慮や工夫の事例」を募集し、様々な業種の事業者や障がい者から応募いただいた事例等を取りまとめて、下記のHPで公表しています。

雇用では、「雇用現場のバリアフリー」「勤務時間」「通勤」「障がい特性に配慮した配属や業務分担」「コミュニケーション、仕事の指導」「相談等支援、職場における障がい理解」等の具体的な場面ごとに、現に行われている配慮や工夫、また、障がい者から寄せられた「あってよかった」と思った配慮等や「あったらいいのに」と思った配慮等を多数紹介しています。

ぜひ、ご覧いただき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に着実に歩みを進めていけるよう、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

「障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について」 http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/go-hai/index.html

(お問合せ先 大阪府福祉部障がい福祉企画課 P7)

平成 24年 10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。

虐待は障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また、障がい者の自立や社会参加をすすめるためにも虐待を防止することが非常に重要です。こうしたことから「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日に施行されました。

この法律に基づき、大阪府と各市町村では窓口を設け、養護者や福祉施設等及び雇用先での虐待への相談・対応などを行っています。

相談・対応の窓口については、次のHPをご覧ください。

http://www.pref.osaka.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html

(お問合せ先 大阪府障がい者権利擁護センター[福祉部障がい福祉室内]P7)

「行政の福祉化」の取組み

大阪府では、福祉的視点から、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの就労機会を創出することで 自立を支援する、「行政の福祉化」に取り組んでいます。

《主な取組内容》

- ■総合評価一般競争入札、指定管理者制度・市場化テストを通じた雇用の創出
- ■府有施設等の清掃業務を活用した知的障がい者等の就労支援
- ■「障害者優先調達推進法」の調達方針に基づく官公需発注の取組みの推進
- ■大阪府 IT ステーションへの IT 関連業務のアウトソーシング、テレワーカーの養成など在宅就労の 促進
- ■既存資源の福祉活用

府庁本館1階のスペースを活用し、障がい者施設等で製造したパン等の販売の場を提供する『大阪府庁まちのパンやさん』を設置など。

■公務労働分野における障がい者等の就労促進(チャレンジ雇用等) その他の取組みは、次のHPをご覧ください。

http://www.pref.osaka.jp/fukushisomu/gyousei-fukushika/index.html